

農林水産商工常任委員会資料

(令和3年5月21日)

項 目

- 1 株式会社M I C O T Oテクノロジーの破産手続開始決定について
..... 2ページ

企 業 局

株式会社MICOTOテクノロジーの破産手続開始決定について

令和3年5月21日

企業局経営企画課

米子旗ヶ崎工業団地で土地を長期貸付中の株式会社MICOTOテクノロジー(本社：米子市旗ヶ崎2319-3、代表取締役：木村 嘉宏)は、令和3年4月26日に鳥取地方裁判所米子支部に破産申立を行い、同年5月17日に破産手続きの開始決定が出されました。

同社に対しては、令和3年度分の借地料未収債権(金1,478,080円)があることから、今後、下記の破産手続きに参加し、債権の回収を図っていくこととします。

なお、現行の事業用定期借地権設定契約(借地権)の扱いについては、下記の破産管財人との間で、破産者の財産の処分方針等の確認と併せて協議を行うこととします。

記

1 破産手続きの概要について

- (1) 事件番号：令和3年(フ)第35号(開始決定年月日 令和3年5月17日)
- (2) 債務者(破産者)：株式会社MICOTOテクノロジー
(本社：米子市旗ヶ崎2319-3、代表取締役：木村 嘉宏)
- (3) 破産管財人：弁護士法人アザレア法律事務所(米子市加茂町2丁目112番地)
- (4) 債権届出期間：令和3年6月17日まで
- (5) 債権者集会：令和3年7月26日(会場 鳥取地方裁判所米子支部)

2 借地契約(事業用定期借地権)の概要

- (1) 対象物件：〔所在地〕米子市旗ヶ崎2319-3
〔地積〕2,052.89㎡
- (2) 借地期間：平成26年12月4日～令和25年11月3日
- (3) 借地料(年間)：金1,478,080円

《対象地周辺図》

